

一般社団法人 日本ブロックチェーン協会

令和1年4月制定

令和2年1月改正

令和3年6月改正

令和3年10月改正

## 日本ブロックチェーン協会入会条件

### 参加条件

- ・法人(株式会社、有限会社、合同合資会社、地方公共団体その他法人を含む)であること
- ・正会員はブロックチェーン技術を扱う、またはその予定の事業者であること
- ・海外法人の場合、原則日本国内に子会社、支店があり、連絡が可能であること  
(ただし、理事会の承認を得たものについてはこの限りではない)
- ・「反社会的勢力でないこと等に関する誓約書」を提出すること

### 提出書類

下記3点添付のうえホームページ入会申請より提出

- ・「反社会的勢力でないこと等に関する誓約書」
- ・「登記簿謄本(履歴事項全部証明書)」  
※海外法人の場合、会社設立証 (Certificate of Incorporation)
- ・ロゴデータ

### 正会員について

- ・資本金条件
  - ・プラチナ会員 条件なし
  - ・ゴールド会員 資本金(準備金を含まず)「10億円未満」
  - ・シルバー会員 資本金(準備金を含まず)「1億円未満」

### 賛助会員について

- ・資本金条件
  - ・賛助会員 条件なし
  - ・賛助会員 (アカデミック) 学校法人
  - ・賛助会員 (自治体) 地方公共団体

## 会費

		年会費(不課税)
正会員	プラチナ会員	60 万円(5 万円/月)
	ゴールド会員	36 万円(3 万円/月)
	シルバー会員	6 万円(5 千円/月)
賛助会員		36 万円(3 万円/月)

- ❖ アカデミック優待(賛助会員)：学校法人(学部研究室単位も可)その他これに準じるとして理事会の承認を得た者は月額会費無料となります
- ❖ 自治体優待(賛助会員)：自治体(都道府県、市区町村)は月額会費無料となります
- ❖ 会費のお支払いは1年分の一括払いとなり、年度途中での入会は月割で年度末までの分の一括払いになります
- ❖ 年度途中での退会等によるお支払い済みの年会費の返金はいたしません
- ❖ 準賛助会員は現在申込を受け付けておりません
- ❖ 一般社団法人など資本金の定めのない場合、会員種別は希望がある場合を除きシルバー会員となります

## 会費の納入について

- ・理事会での入会承認後、日本ブロックチェーン協会から請求書を発行
- ・請求書記載の締切日までに入金
- ・日本円、またはビットコインでのお支払い

## 会員特典について

- ・ミートアップ等の会員限定イベントへの優先的参加
- ・会員間での交流
- ・海外事業者団体との交流
- ・日本ブロックチェーン協会加入認証マーク
  - ・各事業者の Web サイトへ加入マークを設置
  - ・会員レベルごとの加入マークを用意
- ・定例会議への参加
  - ・1ヶ月に2度程度開催される会員向けの勉強会である定例会議への参加